

令和7年度 医療機関の食材料費高騰への支援金について

物価高騰により食材料費が高騰する中、医療機関において質の高いサービスが継続的に提供できるよう、入院時の食費が厚生労働省告示で定められており、食材料費の高騰の影響を価格に転嫁できない県内の医療機関を対象に「山口県医療機関食材料費高騰対策支援金」（以下「支援金」という。）を支給します。

対 象 者	山口県内に所在する病院、有床診療所（以下、「医療機関」という。） ※対象者については要件がありますので、必ず「2 注意事項」をご確認ください。
申 請 期 間	令和7年5月1日(木)～令和7年7月31日(木)必着
申 請 書 類	①医療機関食材料費高騰対策支援金申請書（様式第1号） ②口座番号・名義等が確認できる振込先口座の通帳の写し ※必ず申請者名義の口座を指定してください。 令和4～6年度に医療機関等光熱費高騰対策や医療機関食材料費高騰対策に係る支援金を受領済みの施設で、同一の口座に振込を希望される場合、通帳の写しの添付は必要ありません。

※当事業は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の対象事業です。

1 支援金額

施設ごとの支援金額は以下のとおりで、支給は1施設につき1回限りです。

支援金額＝許可病床数×11,000円

2 注意事項

（1）対象者等について

- ・ 今回の支援金は令和7年度事業として改めて実施するもので、令和5年度から6年度にかけて「山口県医療機関食材料費高騰（緊急）対策支援金」を受け取られた医療機関等も対象となります。
- ・ 申請時点において、保険医療機関の指定を受けている医療機関が対象です。
- ・ 申請時点で休止又は廃止している医療機関は、支援の対象になりません。
- ・ 令和6年6月1日から令和7年3月31日までの間に、入院患者への食事の提供を全く行わなかった医療機関は、支援の対象になりません。また、申請時点で入院患者への食事の提供を行っていない医療機関についても、支援の対象になりません。
- ・ 市町が設置する医療機関は、支援の対象になりません。

(2) 支援金の支給等について

- ・支援金は、申請書を県で受け付けて審査した後、3週間程度でお支払いする予定です。
- ・支給申請書を審査して、適正と認めた場合には支援金をお支払いし、通知等はお送りしません。虚偽の申請等により不支給要件に該当する場合には、不支給を決定する通知をお送りします。

※その他、制度の詳細については、「山口県医療機関食材料費高騰対策支援金支給要綱」及びQ & Aをご確認ください。

3 申請方法・申請先

- ・メール又は郵送により申請してください。
- ・申請書様式については、以下のURLからダウンロードできます。
- ・なお、申請書様式がダウンロードできない場合は、各健康福祉センター及び下関保健所で配布している申請書をご利用ください。

申請書のダウンロード <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/46/300297.html>

①メール申請の場合

以下のメールアドレスに申請書（様式第1号）と振込先口座の通帳の写し（不要の場合あり）をお送りください。

メールアドレス byouinshienkin@pref.yamaguchi.lg.jp

②郵送申請の場合

以下のあて先に申請書（様式第1号）と振込先口座の通帳の写し（不要の場合あり）をお送りください。

送付先 〒753-8501 山口市滝町1番1号
山口県 健康福祉部 医務保険課 支援金担当あて

4 お問い合わせ先

山口県 健康福祉部 医務保険課 TEL 083-933-2820
【受付時間：平日9:00～17:00】